

平成29年6月30日

保護者 各位

専修大学玉名高等学校

学校長 松野孝則

事務長 福園智昭

### 平成29年度授業料等減免申込みについて（お知らせ）

麦秋の候、保護者の皆様にはますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、平成29年度授業料減免申込みを下記のとおり実施いたしますのでご通知申し上げます。

#### 【対象者】

- 1 生活保護受給
- 2 市町村民税所得割非課税
- 3 リストラ等家計急変（解雇、倒産、雇用先又は自営する会社等の経営悪化による収入減等）
- 4 その他家計急変（保護者死亡、離婚、傷病、被災等）
- 5 家計状況未回復（3、4で減免を受けていた者）
- 6 雇用契約期間終了家計急変
- 7 家計状況未回復（6で減免を受けていた者）
- 8 市町村民税所得割100円以上51,300円未満  
(1～7の要件に該当せず、かつ市町村民税所得割の額が100円以上51,300円未満の者)

※1生活保護受給、2市町村民税所得割非課税の該当者で、就学支援金（H29.7月～H30.6月分）を申請された方は、授業料が相殺されており授業料実納付額が0円のため、今回授業料等減免の対象とはなりません。しかし、就学支援金（H29.4月～H29.6月分）が、1生活保護受給、2市町村民税所得割非課税以外で認定された方は、今回授業料減免の対象となりますので申請することができます。

※奨学生Sにつきましては、授業料を学校で給付しておりますので、授業料等減免申請をしても授業料実納付額は、0円のため対象となりません。

※1生活保護受給の該当者は、入学金減免の申請ができますので印鑑持参の上、事務室までお越しください。なお入学金を納付されていない方（奨学生S）は、対象外となります。

#### 【申請手続きについて】

※ 授業料等減免申請書に必要事項を記入していただく必要がありますので印鑑持参の上、事務室までお越しください。

#### 【注意事項】

※ 家計急変の場合は、事由発生後、速やかに事務室までご連絡ください。

※ 申請後、家計状況が回復した場合は、速やかに事務室までご連絡ください。

提出期限：平成29年7月31日（月）

**【補助対象限度額一覧】**

	区 分	要 件	補助対象限度額等
熊本県私立高等学校授業料等減免補助金	授業料減免	1 生活保護受給	授業料相当額－就学支援金  (月額)  (3. 4. 6については、その事由に至った日の属する月の翌月から最長1年間。)  (5. 7については、その事由に至った日から1年を経過する日が属する月の翌月から最長1年間)
		2 市町村民税所得割非課税	
		3 リストラ等家計急変 (解雇、倒産等)	
		4 その他家計急変 (保護者死亡、離婚等)	
		5 家計状況未回復 (3. 4で減免を受けていた者)	
		6 雇用契約期間終了家計急変	
		7 家計状況未回復 (6で減免を受けていた者)	
	8 市町村民税所得割 100円以上51,300円未満	(月額) (授業料相当額－就学支援金) / 2 ただし、月額1,200円を上限とする。	
入学金減免	生活保護受給	入学金－5,650円 ただし、高等学校等就学費(入学金)が生活保護費として給付されない場合は、入学金全額。	

**【授業料減免における補助開始月】**

区 分	補助開始月
1	生活扶助受給開始月
2、8	年度当初(4月)
3～7	要件発生の翌月

※ 年度の途中で、各要件に該当しなくなった場合は、該当しなくなった月で補助は終了します。

**【入学金減免における補助対象時期】**

区 分	補助対象時期
生活保護受給	入学時。(私立高等学校入学月において、生活扶助を受給していること。)

※ご不明な点がございましたら、専修大学玉名高等学校事務室(72-4151)までご連絡ください。